

周産期医療対策事業	次により算出された額の合計額 1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円 6 NICU入院児支援事業 5,536,000円	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料(P)※、賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費
総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター1か所につき、次により算出された額 MFICU12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、標準単価×事業月数/12とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賞金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減
健やかな妊娠・出産等サポート事業	次により算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (原則として5,000千円を上限とする) 2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (原則として10,000千円を上限とする)	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賞金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

周産期医療対策事業	次により算出された額の合計額 1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円	周産期医療対策事業に必要な報酬、賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費
総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター1か所につき、次により算出された額 MFICU12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、標準単価×事業月数/12とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賞金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減
小児科・産科医療体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賞金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」及び「周産期医療対策事業」の対象経費のうち、「給料」を対象にするかについては調整中。

(資料9) 養育医療給付事業の徴収基準額表等の取り扱いについて

養育医療給付事業の徴収基準額表等の取扱いについて

1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年4月1日から施行されることに伴い、養育医療給付事業の徴収基準額表、結核児童療育給付事業の徴収基準額表、小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額表及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の徴収基準額表（以下「徴収基準額表等」という。）において、支援給付受給世帯を生活保護世帯と同様の扱いとする

2 電子申告に係る所得税額の特別控除

租税特別措置法の一部改正により、電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度が創設され、電子申告により所得税の申告を行った場合に所得税が控除されることとなったが、徴収基準額表等を適用する際は、同特別控除を適用しないこととする。

したがって、電子申告により所得税の申告をし、所得税が減額されている場合でも、控除前の額で徴収基準額表等を適用することとなる。

3 要綱の改正

支援給付受給世帯及び電子申告に係る特別控除について規定するため、徴収基準額表等を含む以下の要綱を一部改正する予定である。

- ・平成19年度母子保健衛生費等国庫負担金（補助金）及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱
- ・小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱
- ・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

4 施行日

改正要綱については、平成20年4月1日から適用する予定である。

(資料10) 未熟児養育医療給付事業の実施状況

未熟児養育医療給付実施状況 (平成18年度)

(単位 人)

都道府県	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計	中核市	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計
	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上			特別区	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	
1 北海道	57	121	124	142	41	13	31	529	65 旭川	10	15	14	20	12	5	12	88
2 青森	65	59	72	54	34	7	31	322	66 函館	6	16	15	9	0	0	0	46
3 岩手	38	42	66	62	39	12	25	284	67 青森	3	3	3	6	1	0	2	18
4 宮城	30	43	51	50	46	14	12	246	68 秋田	5	9	16	15	25	5	16	91
5 秋田	15	24	23	26	28	10	25	151	69 郡山	11	10	17	16	10	7	13	84
6 山形	18	20	24	35	9	1	1	108	70 いわき	10	14	13	12	11	4	1	65
7 福島	26	37	39	39	28	25	29	223	71 宇都宮	9	16	18	19	11	4	8	85
8 茨城	55	91	98	87	27	9	20	387	72 川越	6	12	16	18	18	13	35	118
9 栃木	63	76	66	62	49	23	68	407	73 船橋	10	32	24	17	12	8	0	103
10 群馬	42	53	54	80	25	20	69	343	74 横須賀	9	8	7	12	10	6	12	64
11 埼玉	148	204	223	245	193	94	389	1,496	75 相模原	23	33	39	31	19	8	6	159
12 千葉	113	155	174	179	104	27	15	767	76 富山	15	22	26	21	3	1	8	96
13 東京	115	151	145	144	134	76	234	999	77 金沢	5	19	20	18	6	1	15	84
14 神奈川	68	100	113	108	52	45	38	524	78 長野	10	18	15	13	13	3	9	81
15 新潟	28	63	71	73	59	15	46	355	79 岐阜	10	14	14	21	5	0	5	69
16 富山	14	22	34	23	13	7	16	129	80 豊橋	15	12	23	20	6	0	1	77
17 石川	22	26	25	23	13	8	26	143	81 豊田	11	12	9	5	4	2	10	53
18 福井	22	34	40	34	23	6	15	174	82 岡崎	13	22	22	16	2	0	1	76
19 山梨	21	20	42	43	4	3	0	133	83 高槻	6	11	10	12	9	3	15	66
20 長野	59	72	62	78	68	25	89	453	84 東大阪	7	20	11	8	7	4	2	59
21 岐阜	29	36	47	35	21	7	28	203	85 姫路	10	29	23	33	21	5	2	123
22 静岡	65	80	102	110	46	7	26	436	86 奈良	7	12	9	13	8	5	36	90
23 愛知	115	169	146	151	79	31	71	762	87 和歌山	12	12	13	10	5	1	7	60
24 三重	35	47	70	59	29	19	37	296	88 岡山	10	35	27	40	14	0	20	146
25 滋賀	39	52	61	55	37	9	19	272	89 倉敷	15	14	19	22	9	4	11	94
26 京都	32	40	51	49	42	14	49	277	90 福山	16	24	20	20	19	9	32	140
27 大阪	124	180	179	147	102	24	102	858	91 下関	2	3	8	16	4	7	5	45
28 兵庫	72	97	121	130	49	19	30	518	92 高松	12	17	16	16	20	4	8	93
29 奈良	38	32	44	51	31	18	93	307	93 松山	16	20	21	26	8	2	4	97
30 和歌山	19	23	26	31	18	5	27	149	94 高知	12	16	17	16	5	1	1	68
31 鳥取	12	16	33	19	2	1	7	90	95 長崎	15	25	18	21	4	3	11	97
32 島根	20	26	27	33	4	1	6	117	96 熊本	26	35	48	45	29	10	42	235
33 岡山	9	18	21	19	15	4	14	100	97 大分	23	16	26	25	30	15	44	179
34 広島	22	44	32	32	34	13	38	215	98 宮崎	9	8	15	20	5	0	5	62
35 山口	38	54	44	62	29	14	80	321	99 鹿児島	23	24	47	39	42	18	67	260
36 徳島	26	30	32	28	4	2	5	127	100 小樽	3	5	3	1	1	1	5	19
37 香川	19	12	21	25	10	5	19	111	101 藤沢	8	16	14	15	17	6	35	111
38 愛媛	22	37	26	44	15	5	4	153	102 尼崎	16	24	15	28	19	7	21	130
39 高知	15	17	16	22	5	1	1	77	103 西宮	24	23	27	26	20	9	25	154
40 福岡	68	118	144	142	35	5	20	532	104 呉	6	11	8	14	23	9	4	75
41 佐賀	40	38	54	36	9	6	15	198	105 大牟田	4	5	4	9	4	0	0	26
42 長崎	22	38	46	32	6	3	13	160	106 佐世保	6	10	8	11	11	3	3	52
43 熊本	40	39	49	47	26	9	40	250	小計	469	702	738	775	502	193	559	3,938
44 大分	20	18	24	29	11	5	18	125	107 千代田	1	2	1	1	2	0	1	8
45 宮崎	20	30	38	35	33	18	34	208	108 中央	1	2	10	2	0	1	1	17
46 鹿児島	36	42	55	60	64	21	67	345	109 新港	6	12	8	7	6	3	6	48
47 沖縄	46	113	120	119	39	11	7	455	110 新宿	7	7	7	10	1	2	5	39
小計	2,062	2,859	3,175	3,189	1,784	717	2,049	15,835	111 文京	3	11	3	6	2	2	2	29
48 札幌	74	87	89	81	15	7	10	363	112 台東	5	3	5	7	1	0	1	22
49 仙台	45	40	41	65	52	9	27	279	113 墨田	9	15	5	6	6	2	4	47
50 さいたま	39	45	55	54	72	24	104	393	114 江東	17	16	19	21	5	1	9	88
51 千葉	36	43	46	41	43	10	9	228	115 品川	9	13	13	20	8	6	12	81
52 横浜	113	146	169	144	136	56	165	929	116 目黒	5	10	7	8	4	2	4	40
53 川崎	53	65	59	52	43	26	69	367	117 大田	15	18	26	31	16	7	21	134
54 新潟	14	22	32	21	25	11	16	141	118 世田谷	16	24	19	28	17	7	15	126
55 静岡	16	28	34	27	17	4	20	146	119 渋谷	2	8	5	7	3	2	3	30
56 浜松	25	47	35	44	22	8	9	190	120 中野	13	12	8	14	3	0	10	60
57 名古屋	46	85	81	88	38	17	51	406	121 杉並	7	17	19	21	1	3	15	83
58 京都	48	60	51	68	42	19	50	338	122 豊島	6	6	6	6	1	4	2	31
59 大阪	78	108	106	83	78	32	61	546	123 北	9	9	9	11	5	1	5	49
60 堺	24	33	35	19	18	6	33	168	124 荒川	3	5	4	1	4	1	1	19
61 神戸	66	74	67	82	45	16	41	391	125 板橋	14	13	26	17	15	4	10	99
62 広島	19	46	62	81	56	15	48	327	126 練馬	21	30	17	19	14	3	9	113
63 北九州	12	36	26	38	5	0	3	120	127 足立	19	25	32	25	16	2	14	133
64 福岡	34	65	67	99	20	5	5	295	128 葛飾	11	24	12	12	4	3	3	69
小計	742	1,030	1,055	1,087	727	265	721	5,627	129 江戸川	20	31	30	24	11	6	14	136
合計	3,492	4,904	5,259	5,355	3,158	1,237	3,496	26,901	小計	219	313	291	304	145	62	167	1,501

平成18年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。

(資料11) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成18年度)

(単位:人)

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	421	214	26	308	768	91	208	120	88	83	51	2,378
青森県	259	89	37	204	372	180	123	59	78	34	46	1,481
岩手県	201	82	27	107	393	78	93	81	69	35	33	1,199
宮城県	181	103	46	141	448	31	100	64	43	27	31	1,215
秋田県	140	95	7	47	192	33	40	55	29	7	27	672
山形県	196	55	11	54	331	26	78	48	61	21	25	906
福島県	211	115	18	104	378	45	128	54	65	26	25	1,169
茨城県	336	208	55	486	536	79	153	92	75	87	50	2,157
栃木県	198	109	81	290	322	43	71	46	59	90	41	1,350
群馬県	235	129	26	212	414	43	141	57	43	47	41	1,388
埼玉県	759	518	155	771	1,318	217	321	232	192	121	144	4,748
千葉県	586	543	321	933	1,230	246	320	165	142	291	123	4,900
東京都	1,080	1,043	111	1,960	2,111	421	486	432	335	491	215	8,685
神奈川県	367	219	53	483	429	89	175	61	37	88	63	2,064
新潟県	237	118	12	85	434	28	72	61	41	63	41	1,192
富山県	100	33	41	37	214	14	37	14	15	3	10	518
石川県	76	69	20	202	182	54	38	26	26	10	26	729
福井県	102	52	7	100	260	21	43	42	31	23	23	704
山梨県	97	50	29	43	286	21	54	32	25	16	26	679
長野県	249	85	27	97	587	44	124	88	85	34	62	1,482
岐阜県	178	77	6	41	442	47	104	71	44	20	48	1,078
静岡県	311	117	27	113	876	52	115	95	102	39	52	1,899
愛知県	526	746	51	149	831	88	183	255	173	41	83	3,126
三重県	286	91	33	150	595	54	90	60	82	30	55	1,526
滋賀県	203	117	26	368	484	122	71	51	66	69	34	1,611
京都府	190	79	33	245	315	63	80	46	58	43	32	1,184
大阪府	560	476	132	976	1,492	154	222	227	166	250	94	4,749
兵庫県	354	161	38	136	977	92	173	127	110	53	64	2,285
奈良県	151	118	35	338	377	63	55	40	72	57	22	1,328
和歌山県	76	35	6	106	191	27	38	33	28	6	15	561
鳥取県	78	24	3	28	148	15	34	23	15	15	25	408
島根県	111	44	9	49	298	23	37	33	35	13	22	674
岡山県	98	51	2	21	302	20	58	24	22	22	23	643
広島県	162	159	15	215	362	51	68	51	43	41	36	1,203
山口県	131	66	35	74	477	39	73	44	39	19	24	1,021
徳島県	139	94	3	24	147	28	81	38	27	10	12	603
香川県	69	19	13	13	204	7	36	28	21	9	7	426
愛媛県	106	35	4	30	311	26	65	35	45	6	26	689
高知県	46	46	1	36	136	11	23	9	18	5	6	337
福岡県	357	126	45	70	615	68	152	112	92	20	53	1,710
佐賀県	112	39	23	24	228	20	59	40	51	16	26	638
長門県	170	109	38	72	362	50	108	85	29	36	40	1,099
熊本県	161	72	24	25	363	18	83	53	44	26	27	896
大分県	101	63	13	47	239	24	52	29	44	11	21	644
宮崎県	123	72	14	53	268	23	52	41	18	25	18	707
鹿児島県	143	76	20	119	340	39	82	47	44	24	24	958
沖縄県	247	140	131	255	872	100	116	75	85	47	29	2,097
札幌市	209	119	31	99	603	54	125	75	73	78	23	1,489
仙台市	169	61	48	163	427	32	66	55	64	35	30	1,150
さいたま市	126	84	21	136	271	29	56	38	33	19	21	834
千葉市	105	156	80	165	257	50	58	40	23	56	25	1,015
横浜市	481	288	77	570	637	151	185	102	136	106	104	2,837
川崎市	140	134	10	305	330	71	75	52	66	46	38	1,267
静岡市	113	36	8	34	216	12	26	17	28	12	8	510
名古屋市	280	215	21	64	666	36	72	54	98	28	48	1,583
京都市	400	180	105	330	707	96	141	102	136	32	64	2,293
大阪市	275	282	35	453	636	133	100	116	82	89	36	2,237
堺市	162	157	37	328	282	45	60	35	46	65	25	1,242
神戸市	182	99	14	70	376	44	69	46	60	17	36	1,013
広島市	179	95	9	202	444	50	64	38	53	83	25	1,242
北九州市	116	41	8	24	216	21	52	39	38	5	29	589
福岡市	186	78	43	46	373	19	75	69	50	7	36	982
旭川市	57	17	10	27	87	15	29	24	13	33	8	320
函館市	28	11	3	9	57	6	15	10	10	2	6	157
青森市	32	8	5	26	66	21	24	10	9	5	5	211
秋田市	69	60	4	26	127	14	17	22	17	4	17	377
山形市	56	30	2	55	90	10	27	21	26	20	11	348
いわき市	36	15	2	20	131	13	20	15	10	1	13	276
宇都宮市	39	33	19	117	89	12	21	13	13	29	8	393
宇川市	35	20	0	29	68	11	13	9	9	7	2	203
船橋市	50	73	19	114	177	12	37	32	20	42	9	585
横須賀市	40	14	11	68	104	8	29	11	9	15	7	316
相模原市	53	87	18	123	121	27	23	20	21	16	17	530
新富市	121	30	9	28	237	18	61	29	28	47	22	630
富山県	56	28	28	21	117	8	23	8	12	2	3	306
金沢市	60	22	5	111	93	14	19	17	13	2	8	364
長野市	46	15	6	20	99	6	22	10	10	31	10	275
岐阜市	73	22	5	12	131	19	13	23	10	3	15	326
浜松市	119	40	10	29	413	19	44	30	19	10	16	749
豊橋市	45	32	0	12	115	6	18	12	13	3	8	264
豊田市	50	38	3	11	118	11	16	12	14	6	11	290
岡崎市	27	31	2	16	89	6	29	16	7	3	8	234
高松市	37	35	11	65	136	12	12	14	11	12	6	351
東大阪市	69	26	6	41	190	12	30	14	20	15	9	432
堺市	69	39	5	32	100	12	23	10	17	6	16	329
奈良市	46	56	9	108	136	31	16	20	15	13	6	456
和歌山市	32	16	0	45	133	12	28	17	14	0	12	309
岡山市	97	47	5	30	366	17	35	33	32	17	23	702
倉敷市	69	26	6	41	190	12	30	14	20	15	9	432
岡山県	50	18	3	114	218	39	33	28	16	43	15	577
下関市	40	14	4	13	77	4	13	12	3	4	3	187
高松市	65	16	2	9	147	6	21	18	20	12	12	328
松山市	70	14	8	26	167	14	25	19	21	2	10	376
高知市	34	32	2	15	102	5	18	7	15	3	1	234
高松市	46	36	14	53	155	8	31	14	11	5	9	382
熊本市	180	55	13	7	228	14	49	47	28	31	24	676
大分市	73	32	5	44	154	22	36	23	26	11	12	438
宮崎県	54	50	8	37	159	4	24	21	9	18	6	390
鹿児島市	88	44	4	81	239	13	50	18	29	5	20	591
合計	16,554	10,389	2,703	15,065	35,324	4,464	7,317	5,152	4,688	3,721	2,966	108,343

(資料12) 都道府県の主な母子保健指標等

都道府県別主な母子保健指標等 (平成18年度)

都道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成18年		妊産婦死亡率 (出産十萬対) 平成18年		出生率 (人口千対) 平成18年		乳児死亡率 (出生千対) 平成18年		新生児死亡率 (出生千対) 平成18年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成18年				
	%	順位	件数	%	順位	%	順位	%	順位	件数	%	20歳未満	%	順位	
1 北海道	5.1	11	-	-	7.6	44	2.7	16	1.3	28	15,022	12.4	1,580	11.6	6
2 青森県	6.4	2	-	-	7.4	46	3	6	2.1	2	3,073	10.5	386	10.7	8
3 岩手県	5	16	1	9.2	7.7	43	2.5	28	1.8	6	3,650	13.5	318	9.1	22
4 宮城県	5.1	11	1	4.9	8.4	31	2.1	41	1.2	32	6,243	11.9	642	10.2	12
5 秋田県	5.9	5	-	-	6.8	47	2.7	16	1.4	16	2,587	12.2	248	9.2	21
6 山形県	4.7	21	1	10.2	7.9	38	3.3	2	1.8	7	2,584	11.0	206	6.6	41
7 福島県	4	39	1	5.5	8.5	27	2.3	36	1.1	35	5,948	14.2	601	10.5	9
8 茨城県	4.6	25	-	-	8.6	21	2.6	23	1.3	25	4,965	7.9	455	6.0	43
9 栃木県	4.8	20	1	5.5	8.9	8	3.2	4	1.6	12	4,627	10.9	461	8.9	24
10 群馬県	5.6	6	2	11.4	8.6	21	2.3	36	1.2	30	4,529	10.9	418	8.5	27
11 埼玉県	5.1	11	4	6.4	8.8	14	2.7	16	1.3	24	13,173	8.4	1,381	8.0	30
12 千葉県	4.7	21	1	1.9	8.6	21	2.6	23	1.4	17	8,918	6.6	929	6.5	42
13 東京都	4.7	21	4	3.8	8.2	32	2.9	12	1.5	15	28,393	9.4	2,150	8.0	30
14 神奈川県	5	16	4	4.9	9.1	4	3	6	1.6	10	15,468	7.7	1,455	7.3	34
15 新潟県	5.2	8	-	-	7.9	38	2.4	30	1.5	14	4,879	10.2	474	7.9	32
16 富山県	6.8	1	-	-	8.2	32	2.7	16	1.9	5	2,258	10.3	180	7.2	36
17 石川県	5.1	11	-	-	8.8	14	2.4	30	1.1	36	2,359	9.6	230	7.9	32
18 福井県	4.2	33	-	-	9.1	4	2.3	36	1.1	34	1,587	9.6	127	6.0	43
19 山梨県	3.7	45	-	-	8.2	32	3.1	5	1.0	41	1,284	7.0	97	4.2	46
20 長野県	4.4	30	2	10.4	8.7	19	2.1	41	0.7	46	5,337	12.3	524	10.1	13
21 岐阜県	5.4	7	1	5.4	8.8	14	3.3	2	1.9	4	4,096	9.1	364	6.7	38
22 静岡県	4.1	36	2	5.9	8.8	14	2.6	23	1.3	22	7,176	9.1	902	9.8	16
23 愛知県	4.2	33	4	5.6	9.8	3	2.7	16	1.0	38	14,131	8.6	1,466	8.1	29
24 三重県	5.2	8	-	-	8.6	21	2.8	14	1.6	13	4,294	10.9	426	9.1	22
25 滋賀県	6.2	3	3	21.8	9.9	2	3	6	2.0	3	2,672	8.6	261	7.1	37
26 京都府	4.1	36	2	8.8	8.5	27	2.2	39	1.3	20	5,237	8.8	547	8.4	28
27 大阪府	4.3	32	3	3.8	9	6	2.6	23	1.2	29	19,121	9.6	2,006	9.6	17
28 兵庫県	3.9	41	2	4	8.9	8	2.4	30	1.3	26	9,910	8.0	944	6.7	38
29 奈良県	6.2	3	2	16.9	8.2	32	2.5	28	1.3	22	1,709	5.5	133	3.6	47
30 和歌山県	4.6	25	1	12.3	7.8	41	2.8	14	1.3	27	2,070	9.9	249	9.6	17
31 鳥取県	4.6	25	-	-	8.6	21	1.9	45	1.0	42	1,770	14.9	194	12.9	3
32 島根県	4	39	-	-	8.2	32	2.7	16	1.3	19	1,240	9.1	106	5.9	45
33 岡山県	4.2	33	1	5.6	8.9	8	1.9	45	0.9	45	5,097	12.5	489	10.0	14
34 広島県	3.6	47	2	7.7	8.9	8	2.6	23	1.2	31	6,947	11.4	735	10.4	10
35 山口県	5.1	11	1	8.3	7.9	38	2.7	16	1.6	9	2,958	10.3	320	9.4	19
36 徳島県	4.1	36	-	-	7.8	41	3	6	1.6	11	1,727	10.6	145	7.3	34
37 香川県	4.4	30	-	-	8.6	21	2.9	12	1.0	37	2,391	11.8	249	10.4	10
38 愛媛県	3.8	43	-	-	8.1	37	1.4	47	0.5	47	3,504	11.8	403	11.2	7
39 高知県	5	16	1	16.1	7.6	44	3	6	2.3	1	2,080	13.5	214	11.9	4
40 福岡県	3.9	41	4	8.5	9	6	2	43	1.0	39	15,664	13.8	1,766	13.4	2
41 佐賀県	3.8	43	1	12.7	8.9	8	2	43	1.3	21	2,637	14.7	341	14.2	1
42 長崎県	4.7	21	-	-	8.5	27	3	6	1.7	8	3,892	13.0	367	9.4	19
43 熊本県	4.6	25	-	-	8.9	8	2.2	39	1.0	40	5,634	14.9	580	11.8	5
44 大分県	5.2	8	1	9.5	8.5	27	2.4	30	1.4	18	3,114	12.9	297	9.9	15
45 宮崎県	3.7	45	1	9.5	8.8	14	2.4	30	0.9	44	2,882	12.3	270	8.7	26
46 鹿児島県	4.5	29	-	-	8.7	19	3.5	1	1.1	33	4,421	12.4	435	8.9	24
47 沖縄県	5	16	-	-	12.1	1	2.4	30	0.9	43	3,094	9.6	296	6.7	38
全国	4.7		54	4.8	8.7	19.0	2.6		1.3		276,352	9.9	27,367	8.7	

注：1) 周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$$

2) 人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)による。

(資料13) 平成20年度診療報酬改定における主要改定項目について (案)  
(平成20年2月13日 中央社会保険医療協議会 総会資料 (抜粋))

中医協 総 - 1
20. 2. 13

## 平成20年度診療報酬改定における 主要改定項目について (案)

(注) 3月中に告示を公布する予定である。

(平成20年2月13日 中央社会保険医療協議会 総会 資料 (抜粋))

# 【 目 次 】

## 緊急課題 産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減

- 緊急課題－1 産科・小児科への重点評価について……………3
- 緊急課題－2 診療所・病院の役割分担等について……………13
- 緊急課題－3 病院勤務医の事務負担の軽減について……………18
- 緊急課題－4 救急医療対策について……………20

## I 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点（略）

- I－1 医療費の内容の情報提供について……………21
- I－2 分かりやすい診療報酬体系等について……………22
- I－3 生活を重視した医療について……………30
- I－4 保険薬局の機能強化について……………38

## II 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点（略）

- II－1 質の高い効率的な入院医療の推進について……………39
- II－2 質の評価手法の検討について……………50
- II－3 医療ニーズに着目した評価について……………55
- II－4 在宅医療の推進について……………57
- II－5 精神障害者の療養生活支援について……………61
- II－6 歯科医療の充実について……………73
- II－7 調剤報酬の見直しについて……………110

## III 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点（略）

- III－1 がん医療の推進について……………114
- III－2 脳卒中対策について……………124
- III－3 自殺対策・子どもの心の対策について……………127
- III－4 医療安全の推進と新しい技術等の評価について……………130
- III－5 オンライン化・IT化の促進について……………140

## IV 医療費の配分の中で効率化の余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点（略）

- IV－1 新しい技術への置換えについて……………141
- IV－2 後発医薬品の使用促進等について……………145
- IV－3 その他の効率化や適正化すべき項目等について……………150

## V 後期高齢者の診療報酬について（略）

- V－1 入院医療について……………152
- V－2 在宅医療について……………160
- V－3 外来医療について……………169
- V－4 終末期医療について……………175

## ハイリスク妊産婦管理の充実・拡大

骨子【緊急課題-1-(1)】

### 第1 基本的な考え方

合併症等によりリスクの高い分娩を伴う妊産婦の入院について、平成18年度診療報酬改定において、ハイリスク分娩管理加算を新設し、診療報酬上の評価を行った。

さらに、こうした評価を勤務医の負担軽減につなげるため、ハイリスク分娩管理加算については、産科勤務医の負担軽減のための計画作成を義務付けるとともに、評価の引き上げを行う。

また、ハイリスク分娩管理加算の対象となっていない妊婦でもリスクの高い分娩があることや、分娩を伴わなくてもリスクの高い妊婦があるため、そうした患者の継続的な管理についても、診療報酬上の評価を行う。

このほか、こうした患者を診療する上で必要な検査であるノンストレステストの対象者の拡大も行う。

### 第2 具体的な内容

#### 1 ハイリスク分娩管理加算の対象拡大と評価の引上げ

現行	改正案
【ハイリスク分娩管理加算】(1日につき) 1,000点	【ハイリスク分娩管理加算】(1日につき) 2,000点
【対象者】 妊娠22週から27週の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、糖尿病合併妊娠、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離	【対象者】 妊娠22週から32週未満の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離、前置胎盤、双胎間輸血症候群、心疾患、糖尿病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向及びHIV陽性等の妊産婦
	【施設基準等】 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること

改

### 新2 ハイリスク妊娠管理加算 1,000点(1日につき)

【対象者】

妊娠22週から32週未満の早産、妊娠高血圧症候群重症、前置胎盤、妊娠30週未満の切迫早産、心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向、HIV陽性及びRh不適合等のいずれかを合併する妊婦

#### 3 ノンストレステストの対象の拡大

現行	改正案
【ノンストレステスト】 【対象者】 妊娠中毒症、子宮内胎児発育不全、胎盤機能不全、多胎妊娠、Rh不適合若しくは羊水異常症、子宮収縮抑制剤使用時又は糖尿病、甲状腺機能亢進症、膠原病若しくは心疾患である妊娠中の患者に対して行った場合	【ノンストレステスト】 【対象者】 40歳以上の初産婦、BMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育不全、常位胎盤早期剥離、前置胎盤、胎盤機能不全、多胎妊娠、羊水異常症、切迫早産、子宮収縮抑制剤使用時又は心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向、HIV陽性及びRh不適合等の妊婦
【算定回数】 入院中では1週間につき1回に限り、入院中以外では1月につき1回に限り算定	【算定回数】 入院中では1週間につき3回に限り、入院中以外では1週間につき1回に限り算定

改



## 産科医療に係る地域ネットワークの機能に関する評価

骨子【緊急課題-1-(1)】

### 第1 基本的な考え方

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療ネットワークの整備が進められており、こうした取組をさらに進めるため、医療機関間の連携体制や妊婦の救急受入れについての評価を行う。

### 第2 具体的な内容

#### 1 ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）の対象拡大

現 行	改正案
<p>【ハイリスク妊産婦共同管理料】 【対象者】 妊娠22週から27週の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、糖尿病合併妊娠、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離</p>	<p>【ハイリスク妊産婦共同管理料】 【対象者】 妊娠22週から32週未満の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群重症、<u>常位胎盤早期剥離、前置胎盤、双胎間輸血症候群、心疾患、糖尿病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向及びHIV陽性等の妊産婦</u> <u>妊娠30週未満の切迫早産、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病及びRh不適合等の妊婦</u></p>

改

#### 新 2 診療情報提供料（Ⅰ）の加算の創設 200点

【算定要件】

ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）の施設基準の届出を行っている保険医療機関からハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）の基準を満たす病院に対する紹介に限る

【対象者】

ハイリスク妊産婦共同管理料の対象者

#### 新 3 妊産婦緊急搬送入院加算の創設 5,000点（入院初日）

【算定要件】

妊娠状態の異常が疑われ緊急用の自動車等で緊急に搬送された妊産婦を入院させた場合に算定する

【施設基準】

妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること

【対象患者】

- 1 妊娠状態の異常が疑われ、救急車等により当該医療機関に搬送された妊産婦
- 2 他の医療機関において、妊娠状態の異常が認められ、当該医療機関に緊急搬送された妊産婦
- 3 助産所において、妊娠状態の異常が疑われ、当該医療機関に緊急搬送された妊産婦のいずれかであって、医療保険の対象となる入院診療が行われた者（ただし、直近3ヶ月以内に当該医療機関の受診歴のある患者は除く。）

## 周産期医療における新生児に対する医療 及び救急搬送に係る評価について

### 第1 基本的な考え方

リスクの高い新生児に高度の医療が適切に提供されるよう救急医療機関等での病態の安定化後に産科や小児科などの専門的な医療機関で治療を行う必要がある場合に、病態の急激な変化に対応できるよう、医師が同乗し、必要な医療機器等を備えて、救急用の自動車等で当該患者を搬送する必要がある。

### 第2 具体的な内容

- 1 リスクの高い新生児に対して高度の医療を提供した場合の評価を引き上げる。

現行	改正案
【新生児入院医療管理加算】（1日につき） 750点	【新生児入院医療管理加算】（1日につき） 800点

改

- 2 小児患者等を含めて病態が不安定な患者を、医師が同乗し救急用の自動車等で搬送した場合の評価を引き上げる。

現行	改正案
【救急搬送診療料】 650点	【救急搬送診療料】 1,300点

改

## 小児の手厚い入院医療の評価

骨子【緊急課題-1-②】

### 第1 基本的な考え方

子ども病院を始めとする地域の小児医療の中核的役割を果たす医療機関においては、現行の小児入院医療管理料1で求めている要件以上の手厚い人員配置により、高い水準の医療が提供されている。こうした医療機関について、新たな区分を設け、診療報酬上さらに高い評価を行う。

### 第2 具体的な内容

#### 小児入院医療管理料の再編成

現行		改正案	
【小児入院医療管理料】（1日につき）		【小児入院医療管理料】（1日につき）	
1	3,600点	1	4,500点
2	3,000点	2	3,600点
3	2,100点	3	3,000点
		4	2,100点
【施設基準等】 小児入院医療管理料1 1 常勤の小児科又は小児外科の医師20人以上（複数の医師が協同して常勤の場合と同等の時間の勤務が行われている場合には、10名までは常勤として取り扱う。） 2 新生児及び乳幼児の入院での手術が年間200例以上 3 7:1以上の看護配置で、夜間も9:1以上を確保 4 平均在院日数21日以内 等			

新